

3回公判調書

裁判所書記官印

平成21年(わ)第1800号

被告人供述調書(この調書は、第3回公判調書と一体となるものである。)

氏名 山野咲子

質問及び供述

別紙速記録記載のとおり

以上

速記録(平成22年1月13日 第3回公判)

事件番号 平成21年(わ)第1800号

被告人氏名 山野咲子

弁護人(中村)

本件の街宣行為についてですが、これについては、警察の許可、それから千葉興業銀行の許可を得て、行ったものですか。

そうです。

この目的は何だったのですか。

自分のことよりも、銀行という公の機関が不正を働いているということをただすためです。そういう目的の下に私は街宣いたしました。

ただ、あなたとしては、3000万円を銀行のほうが払ってくれれば、街宣活動をやめるつもりでいましたか。

そのように思います。

それはなぜですか。

3000万円支払ってくれるということは、自分たちの非を認めることであり、今後はそのようなことはしないであろうということを思います。そして、銀行にも信用というものがありますから、やめようと思いました。

(弁) 証拠番号1の貸付に関する調査を内容とする書面を示す

右上の「借主側最初の申出者」に「日本橋建設社長」と書いてあって、日本橋建設が最初に借入れの申出をしたとなっています。そして、「借主」欄には「日本橋設計工務」と書かれていますね。

はい。

これを見て、あなたは何だと思いますか。

私は、資金は日本橋建設が必要であったものであり、短期には2回融資できないので名義を日本橋設計工務に変更して融資を受けては、と

いう銀行の提案の下に、そのようにして、借主を日本橋設計工務の名義を借りて400万借り入れたということを証言しております。そして、その返済については、建設が返済をしてきた。そして倒産したから返済ができなくなった。そのようなことを証言しておりますし。

それは証言ですね。

はい。

今の書類からいと、これは迂回融資の記録だと思いますね。

私はそう思います。

(弁) 証拠番号7の本人調書を示す

この川井文昭さんは、日本橋建設の社長ですね。日本橋設計工務。

この川井文昭は、当時は日本橋グループ会長川井文昭だったようです。

この調書は、あなたが当事者となった訴訟のときの調書ですね。

そうです。

小田原支部。

そうです。

この中に、先ほど言っているようなことが書かれているわけですか。

そうです。

そういう供述をしているわけですね。

そうです。

迂回融資的なことを。

そうです。

ですから、あなたとしては、そういう迂回融資であるということについては、本件の街宣行為をするときには、当然よく知っていたということですね。

そうです、迂回融資をやったということは。

それを知って、街宣行為をしたんですね。

そうです。

日本橋設計工務は倒産していませんね。

稼働しております。社名変更して稼働しております。

日本橋建設は。

建設は、勝本上は生きておりますが、実体はありません。あそこは全部名前を転がして、休眠にしてはまたどこかの会社を買ってきて名前を変えて起業して、同じグループで起業して經營する。これがこの会社の人たちの常です。ですから設計工務も社名を変えて、日本橋設計工務、その前は昭和リビング、それで起業したそうです。

先ほどの迂回融資の融資を受けたお金についての返済は、形上は設計工務ですが、日本橋建設が払っていたんですね。

そうです。

結局、今言ったように事実上払えなくなつたということで、あなたのお母様の買われた物件について実行されてしまった、競売まで掛けられてしまったということですね。

競売に掛けると脅したんです。

結局、日本橋建設が払うことができなくなってしまったということですね。

そうです。と思います。

そういうことから競売に掛けられたと。

競売には掛かっておりません。

競売まではいってないですけど。

掛けると脅したんです。競売に掛ける掛けると脅されるから、毎日の生活は痛められるし。あの家には、建物を建てて、そして、母が亡くなつた後、1階を店舗として私が使い、2階3階は現在と同じように学生向けの賃貸物件として竣工し、相続として引き継ぐようになるために、母はすべての物件を処分して、あそこ一つにまとめたのです。

要するに、日本橋建設が払うことができなくなったので、あなたが結果的に

払う羽目になってしまったということになるわけですね。

払わせられたんです、強制的に。

(弁) 証拠番号 3 の土地売買契約書を示す

これは日本橋設計工務が売主で、山野保枝さん、あなたのお母様が買主になった、本件に関する物件の売買契約書ですね。

はい。

これは昭和 63 年 12 月 3 日となっていますが、このときにされたものですか。

これは、実際の売買は昭和 63 年 11 月 7 日です。

大体 63 年で間違いないですね。

そうです。この 12 月 3 日は、千葉興業銀行と日本橋設計工務が銀行約定書を交わした日にちです。

いずれにしても昭和 63 年で間違いないですね。

そうです。

本件で問題になっている平成元年 2 月の抵当権設定ですが、その以前に既に売買契約がなされていたということでいいですね。

そうです。

この代金については、どういうふうに決済されていましたか。

これは、山野保枝の所有する椿森 6 丁目 311 の 1、共同住宅と、福山市鞆町後地 693 以下 19 筆を下取り物件として、合計 6000 万ありました。それで相殺し、残った 500 万円は、本件の土地の地上へ建築するために充当するお金として建設ヘプルしていたお金です。ですから相殺しました。

相殺されて、決済されているという意味ですね。

そうです。

先ほども話が出ましたが、平成元年 2 月 27 日付けで抵当権の登記がされて

おりますね。

はい。

あなたは、その20日くらい前の平成2年2月7日付けの売買契約書を見たことはありますか。

知りません、そういうふうなものは。

平成2年4月19日付けの売買契約書を見たことはありますか。

平成元年4月じゃないですか。

平成元年です。

違います。知らないです、そういうふうなものは。それは相続として登記されてしかるべきものです。

あなたへの売買の所有権移転登記が、平成元年4月19日付けの売買契約に基づいて登記されているんですよ。この売買契約書というの、あなたは見たこともないし、書いたこともありませんか。

ありません。だましたんです。

あなたとしては、1400万円くらいを興銀のほうに払ってますね。

はい。

これは、どういうことから払ったということになりますか。

結局、この地上に組んだ極度額5000万、そのうち4000万、平成元年2月23日に興銀で根抵当権を組み、当日約束手形によって4000万円設計工務へ融資されております。その残債務が1300万残って、建設は倒産いたしました。そして設計工務は稼働していました。にもかかわらず、残債務を払わなかつたら競売へ掛ける、興銀は競売に掛けるというし、弁護士に私は抵当権の抹消を依頼したんですけど、払わなかつたら競売に掛かりますよ。毎日毎日生活は痛められるし、相続物件ですし、私たちは法律的なそういうふうな知識がないから弁護士に事件を依頼しているんです。どうすることもできな

かたんです。そして利息も、関東財務局では、山野さんの支払うべきものではない、この1300万についてもあなたの払うべきものではないと、そういうふうに言わされましたけれど、利息までも含めて、結局一千四百幾ら、端数は忘れましたけど、強制的に支払わされたんです。そして、その上に建築するには、それを抹消しなければどうにもならないんです。建築代金を借入れできないから。それで、私はそういうふうにして、強制的に抹消させられたんです。それで、払って抹消したというのが、この現状です。

先ほどの抵当権設定の経緯の問題もあるし、そのようなことから、あなたは、今言った競売に掛けると言わたったことが、脅迫されているというふうに感じたのですね。

そうです。脅迫と一緒にです。普通の金融機関としてはやってはいけない、やるべきことではない、貸金規制法でも禁じられている行為をもって脅し取ったというのが、この現状です。私はそう思っておりま

す。

今まで述べられたことからして、迂回融資とか銀行の法律的なことすれども、そのようなことを銀行もやはり知っていたというふうに、あなたは信じたのでしょうか。

私は信じております。それでなかつたら、事件を知つていながら、期間1か月で平成元年7月24日に手形の書換えをするようなことはしなかつたと思います。共犯で共謀でやつたということを、私ははつきりとこの事件を通して思います。

ほかに、そういうふうに知つていたと思われるようなことを裏付けるようなことはありますか。

あります。この売買代金の差額500万について、平成2年6月5日、仮差押えを掛けました。このときに、私はこの4000万についても、

一銭も払わない、建築はされない。保全という言葉を知らないので、強制執行という言葉を使って弁護士にお願いしました。そしたら、会社が倒産していないからまだできないって。先生、倒産してからでは遅いでしょうということを言ったんです。そして、その500万について仮差押えをしましたけど、何の保全措置もされておりません。通常、弁護士であれば、どうしなければならないかということくらいは十分承知のはずだと思います。そして、小田原の平成5年(ワ)491号、平成6年(ネ)5221号の損害賠償請求の判決が10年目を迎えるため、私は平成17年3月8日強制競売の手続をとりました。そうしたら平成2年12月25日、一部抵当権変更として、1630万に2億3000万融資した、千葉興銀ファイナンスが融資した、その物件の抵当権の額が1630万に減額されておりました。そして、この2億3000万融資した物件は、融資とともに分譲販売され、建設が平成3年1月末に倒産するまでには完売しました。そしてそれらの、私が仮差押えを掛けた1筆を除いて、合計して2億3000万以上になるんです。そして、それ、全部抹消されております。抹消されるということは、返済したということです。そしてそれを、平成17年1月28日ですか、兄弟のタハラヒロコに債権譲渡して、担保権をもって競売へ掛けてきました。そしてファイナンス・・・。

要するに、銀行が知っていたかどうかについてのことですが。

全部1枚の、あの平成元年7月24日、1か月で書き換えたあの手形を見れば、お金をどういうふうに動かして、ファイナンスも興銀も、ファイナンスは興銀と同じ会社です、一緒に動いたということ、共謀で横領したということが明白に分かります。私はそのように思っております。そしてそれが事実です。

最後に、この件について何か言っておきたいことがあつたら、言ってください

い。

私は裁判官にお尋ねいたします。証拠調べというのは、裁判所では何のためにされるんでしょうか。私は3回の裁判を受けて、証拠の目録を見てくれた裁判官などいませんでした。何のために証拠調べするんですか。そして、裁判をはっきりさせるために提出するための書証の採用ということは、されません。たまにされたと思えば、裁判官が替わるとそこの記録の部分は書き換えられ、再三にわたって法廷の日時はうそについて、裁判記録が変造されるなど、一般の国民には考えられないことです。国民は何を信じるのですか。証拠調べを何のために裁判所はするんですか。私はこの売買契約書、1億円のあの契約書、あれについても、それから建築委任状、あの委任状と融資の申込書、融資の申込書というのは、その融資に対する、融資の目的と資金使途をただして、必ず銀行が取る書類です。その書類を私は見ております。ですが、採用されても記録は書き換えられ、その融資申込書をどこで見たか警察へ言つてはいかがですか。警察に言ったって何をしてくれるわけでもないし、部屋のものはみんな持ち出してしまうし、銀行の書類だけがみんななくなってしまう。それだって何一つしてもらえるわけでもないし。証拠調べというのを裁判所は何のためにするのか、そのことを私は聞きたいと思います。そして、この事件において、融資の申込書、これは銀行業務の柱である融資に対する、融資の資金使途と目的をただす書類です。私が見たのは平成元年2月24日、実行されたのは平成元年2月23日。この1日のずれに対して、非常に私は疑問を感じておりました。これについては、この日本橋建設はもともとは稻毛支店の顧客でした。そこで聞きました。実行日と融資の申込書とは、ケース・バイ・ケースで前後するときがあります。しかしながら、必ず融資の目的と資金使途を問いただして取る書類ですとい

うことを言われました。そして、融資課の方も言われました。銀行がだまされたんです。融資の申込書を出しなさいと裁判所が言われば、私たちは出しますということを言われました。あの4000万については、山野保枝が建築して相続するための建築代金であったということを、私は確信しております。土地の売買はとっくに済んでいます。幾ら言っても、いついつります、いついつりますって登記をやらなかったのは、結局、この迂回融資をするため、受けるために銀行と共に謀でなかつたらできなかつたということを、私はこの20年を通して、はつきりと確信するようになりました。

検察官

あなたは、今ここでお話ししたような話を、被告人大高と橋本被告人にも話しましたか。

知っております。

あなたから話しましたか。

話しました。

同じような話をしましたか。

知っております。

したんですね。

しました。ですから、融資の申込書の閲覧に、私たちは興銀に訪ねていったんです。そして街宣しますよって言いましたら、どうぞしてくださいって言うから、私たちは許可の下にやつたのです。ですけれど、こうして手錠と腰縄だけは掛けたじゃないですか。そうしたら、融資の申込書を出してください。私からはそれだけをお願いいたします。ないっていうことはないんです。

街宣は何のためにやつたのですか。

私のためというよりも、銀行という公の機関が、このような迂回融資

を教唆してやって。私だけじゃないじゃないですか。たくさんの人にしているじゃないですか。この街宣の中で、同じような被害に遭った人、もっとひどい人、一番に走って出てきましたよ、あそこはすごいことをするって。私はそれが真実だと思います。そして、都合が悪くなれば、裁判所で取下書をだまして取って、行方不明。松田正文氏もいるんじゃないんですか。どこかに隠したんじゃないんですか。私はそのように思います。

あなたの言いたいことを街宣活動の中で言ったわけですね。

真実を言っただけです。

だから、あなたが考えている真実を言ったのでしょう。

考えているんじゃないです。事実です。考えているんじゃないですよ。街宣の中では、あなただけではなくて、被告人大高も街宣を声を出してやつていましたね。

しました。

大高が言っていることも、あなたの言う真実を代弁して言っているということでいいですか。

そうです。

弁護人（西村）

昭和63年に、椿森2丁目537番9の不動産の売買契約があったということですね。

そうです。

この契約の買主は山野保枝さん、あなたのお母さんの名前になっていますね。

はい。

あなたは、この契約についていつごろから関与しているんですか。

このときからです。

契約者の名前は保枝さんになっているんですけども。

母はもう寝ておりましたし、私は一人っ子ですから、全部母の代わりを私がやりました。

この契約について、先ほど、保枝さんが持っている複数の土地と代金を相殺勘定するということでしたね。

はい。

そのような契約内容について、千葉興銀と何か話をされたことはありますか。
ありません。

椿森2丁目の不動産について、所有権の移転時期については何か決めはありましたか。

再三にわたって私は言ったのです、所有権移転してくださいということを。いついつします、いついつしますって、やらないんです。

この所有権移転というのは、そもそも契約の内容の中では、相殺勘定が終わって代金の支払が終わった、そのときに移転するという約束だったのですか。

そうです。要するに、土地の売買が済んだときに移転するのが、これは当然のことです。ですから、そのように思いますから、所有権移転ということを再三にわたって言ったのです。そしたら、いついつります、いついつりますって。もう母の命も終わりそうになっているんです。結局、ああいう人たちですから、いつも様子は見ていましたと思います。そして、亡くなつてから、早くしてくださいということを、命が切れた朝8時半ころ、日曜日でしたが電話しましたら、蓮沼正紀が出たんです。そしてお葬式に来て、随分親切だと思っておりました。焼かれたのと一緒にないですか。そして、単独相続だからね、お母さん飛び越えてあなた所有権すれば登記費用が安いからって。要するに、売買として山野咲子の名前で登記された。だましたんです。ですから、12月3日の契約書もローン付きになっております。ローン付きじゃありません。その12月3日っていうのも、原本には売買契約

書はどれも日にちが入ってないんです。その12月3日は、平成5年
(ワ) 491 損害賠償請求のときに乙号証として出したときの、12
月3日というのを書いて出した書類です。私は弁護士が書いて入れた
と思っております。

その土地については、日本橋設計名義の抵当権が設定されていますね。平成元年に。

購入した分ですか。

椿森2丁目537番9の分。

そうです。

その抵当権が設定されることについて、日本橋設計からあなたに対して何か連絡はありましたか。

何もないです。要するに、所有権移転してください、してください。

抵当権付けてお金を引っ張って取ろうと思うから、いついつします、
いついつしますってだましたんです。

この抵当権が設定されているのを知ったのは、いつですか。

私は登記がされて、現場に行ってみても建築も何もされていないから、私は、どうなっているんだろう、草ぼうぼうだし。本来であれば、母が亡くなるまでに竣工して引渡しを受けるべき物件だったんです。およそ建築などに掛かっている様子もないし、それから役所を調べるようになつたんです。それで見たら、そういうふうに興銀が付いているし、建築代金も言わないので、私は興銀に訪ねていったんです。建築代金は幾らですかって。それで知りました。ですから、興銀から出された書証の中に、椿森邸、山野邸として、建築だけの見積書もあるはずです。平成6年(ネ)5221の嘱託文書の中になります。そのときに私は、融資の申込書がないから、興銀に訪ねて融資の申込書を出してほしいということを申し出ていきました。そしたら、指定されな

かったから出さなかつたと、この前來たあの湯浅氏と同じ地位の方だ
と思いますが、オオタミツル氏がそう言いますので、私は不当利得返
還請求を本人提訴したときに、文書提出命令を書いて出しました。裁
判官は採用されたんです。ですが、書き換わって、こういうふうに
なつてしまつたのです。

あなたは、その融資申込書を見たことはないんですか。

見たことはあります。

その内容について何か覚えていることはありますか。

あります。申込み、申込書、申込日平成元年2月24日、4000万、
山野保枝の建築代金として、期間1年、返済期日平成元年7月31日。
これは何ですかって聞きましたら、建築完了引渡日。この直接の担当
者、松田正文氏が言いました。日本橋設計工務代表取締役蓮沼正紀、
千葉市高洲3の20の45ですか、日本橋設計工務代表取締役蓮沼正
紀で融資の申込書が出ておりました。これは建築委任状と同じ筆跡で
す。それと同じ書体で、いついつ着工していついつ竣工しますという
手紙が、昭和63年1月、来ておりました。ですから、私は着工して
竣工するものだと思っておりました。そして後のもう一つの手紙は、
母が亡くなつて私が現場を見に行ってがたがたし出したときに来た手
紙、今回のあの1億円の売買契約書と同じ字で書いた手紙を、私は原
本を持っております。今も原本は持っております。自宅に置くと、根
抵当権設定約定書は持つてしまつたので、移動させて、無事
にあると思います。ですから、融資の申込書は必ずあります。

(弁) 証拠番号8の念書を示す

読みづらいので私が読み上げますが、千葉市中央区椿森2丁目537番9に
抵当権が設定されておりますが、建物完成決済と同時に責任持って抹消する
ことを約束いたします、と書いてありますね。

これ、「山根咲子」になっておりますので、名前が違うからこれは山野咲子に変えてください。そして、これはたまたまコピーを私は取っていたんです。そしたら手紙も、山野さん見せるからね、ちょうどいいって言うから、私は1月の分はコピーを取ってなかったんです。ですけど4月に来た分は、原本は持って、コピーを渡したので、原本は残っております。ですから、これは、要するにこういう人たちですから、証拠隠滅のために取り上げたんだと思います。ですけど、たまたま持っていたんです。

この念書が作成された経緯について、説明してもらっていいですか。

いいです。建築をして引渡されることになっていた相続物件でけれど、着工もしていないし、公官庁を調べても何の手続もしていないので、これはどうしたのですかということを、私、聞いたのです。そうしたら、建築をやって、必ずやって、そのときに代金でこれを抹消するからって言うから、じゃあ念書入れてくださいと言って、私が念書を入れさせたのです。

それは、日本橋建設と設計工務が、勝手にあなたの土地について抵当権を設定したということで、あなたがこういうふうに書いてもらったということですか。

向こうが書いて、入れたのです。

あなたが抵当権を設定されていることについて苦情を申し立てた後のことですか。

そうです。建築もしないし、建築をする約束でこういうふうにしたんですから、これをどうするのですかと言ったら、この念書を入れて、建築をして、しますからって。そして、この日に建築の契約書も作成してきました。

この日というのは、平成元年6月15日ということですね。

そうです。本来であれば、母が亡くなるまでに、建築完了して引渡し
されるべき物件だったのです。

この念書については、銀行に何か説明したことはありますか。

訴訟の中で。ちゃんと心得ております。

訴訟で提出したということですか。

そうです。融資の申込書は、私は、6月上旬に興銀を訪ねていったとき、あそこの建築代金は幾らですかっていうことを私は尋ねに行つたのです。そうしたら、これですかってノザキタカヨシ氏が持ってきて、山野保枝の建築代金として4000万、返済期日平成元年7月31日というから、7月31日返済期日って、これ何ですかって聞いたら、建築完了引渡日。だから、もうもともと建築などする気はないし、興銀も、やくざ者であったらだれでもよかったですんじやないでしょうか。今回私に、千葉西署の取調べに当たった方は、やくざ者って言わないでくれって言われますけど、現実が私はそうだと思います。20年を通して、そのように私は思っております。何も警察がしてくれるわけでもないし、住まいの隣はちんぴらの付いた飲み屋のお姉ちゃんで、ベランダからしおっちょ出たり入ったりしたって何もしてくれるわけでもないし。

弁護人（中村）

所有権移転のことなんですが、先ほどの弁第7号証の川井さんの供述書によると、土地の所有権の移転は、建物が完成したときに移転するという約束であったというように言っているんですが、それはそうですか。

私はそうとは思いません。土地は土地、建物は建物。所有権移転について、土地の所有権移転というのは、土地売買が済んだときに所有権移転するという、それが通常のことであり、そうされるのが当たり前です。

ですから、建物が完成したときに所有権は移転しますよと、そういう約束はなかったということですね。
建物が完成したら 内容としてはいつのまにか当たる
ありません。

あなたが所有権移転の登記を求めていたのは、いつごろからですか。

この売買をしたときからです。

昭和63年12月以降ですか。

そうです。

それからずっと求めていたんですか。

そうです。ですから、母親が亡くなった平成元年7月5日朝8時半ころ、日曜日だったんですけど、亡くなったから早く所有権移転してくださいということを電話しました。蓮沼正紀が出ました。そして弔電が寄せられて、建設の人たちがお葬式に来ました。随分そのときは親切だと思いました。ですが、焼いて捨てられたのと一緒にじゃないですか。借金をすごく嫌った人でした。ですから、長い患いでしたから、私は親族への別れは早くさせておりましたし、所有権移転ということは、あれで、母が亡くなった後、1階を店舗に使って、2階3階は学生向けに使って、建物は、自分の住まいはまたどこかよそにしばらくは持ってもいいと思って、建設から、桜木の、仮差押えを掛けたあの近くを1筆、買うようにしておりました。ですが、それだって、倒産したとき、3分の2、日本橋持分として国税の差押えが付いて、あと誤記として消してありました。要するに、ゼロになったときにきれいに手を引いてあげるという言葉を、私はこの20年、何回聞かされてきたか分かりません。要するに、みんな、興銀の方でも言われましたよ。あなたたち暴力団も使ったのでしょうかって言いましたら、使ったと思いますっていうことを、はつきりと言いました。銀行がだまされたのです。融資の申込書を出しなさいと言えば出しますというこ

とを言われますけど、裁判所でみんな変造して隠してしまうじゃないですか。

それで、あなたのほうから、その登記の移転を求めてきて、そして向こうは何と言って、しなかったのですか。

いついつります、いついつりますと、そのたびにうそをつくんです。

平成22年1月19日

千葉地方裁判所

裁判所速記官

高橋まり子

